

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

男鹿市若美地区「日本海&八郎湖」水環境再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

男鹿市

3. 地域再生計画の区域

男鹿市の区域の一部(若美地区)

4. 地域再生計画の目標

男鹿市は、平成 17 年 3 月 22 日に隣接する旧男鹿市と旧若美町が合併して新市として誕生した。本計画は男鹿市内の旧若美町地域を対象として立案する。

若美地区の人口は 7,268 人(平成 17 年 4 月 1 日現在)、面積 42.65 平方キロメートルで、日本海に大きく突き出した男鹿半島の付け根に位置し、東は八郎潟干拓事業の残存湖である八郎湖、西は日本海の砂丘地帯と水域に囲まれた地勢となっている。

地域の主な産業は農・漁業であるが、10 年ほど前からは海浜地区において夕日温泉 WAO や宮沢海水浴場を中心とした観光事業も進められているものの、近年はその誘客数も減少傾向にある。

さらには、八郎潟干拓事業の残存湖である八郎湖は閉鎖性水域として秋田県内でも最も水質汚染が進んだ水域として数えられ、特に若美地区は八郎湖の最奥部に位置していることから水質汚染が顕著なものとなっている。また、海浜部の海水浴場周辺においても隣接する若美漁港の港内水質の悪化や周辺施設の未水洗化等により観光客に対して好ましいイメージを創出できない状況となっている。

このため、旧若美町では昭和 63 年より公共下水道事業に、平成 9 年より合併浄化槽設置事業に、平成 13 年より漁業集落排水事業に着手し、生活環境の向上と公共用水域の水質汚染の防止に努めてきたところであり、その結果平成 15 年度末の汚水処理人口普及率は 57%にまで改善されたところである。しかし、若美漁港および宮沢海水浴場周辺のほぼ全域、また八郎湖周辺の一部地域では未だ汚水処理施設が未整備のままであり、今後もよりいっそう汚水処理施設の整備を進める必要がある。

この汚水処理施設の整備により、地域住民の更なる生活環境の向上と日本海および八郎湖の水環境を再生し、併せて海浜部の観光産業の再生を目指す。

(目標 1) 汚水処理施設の整備の促進

汚水処理施設人口普及率を 57%(H15 実績)から 83%に向上

(目標 2) 周辺の環境整備と併せ観光客数の増大を目指す

入れ込み客数を 208,000 人(H15 実績)から 222,000 人に増大

5. 目標を達成するために行う事業

5 1 全体の概要

汚水処理施設を整備し、地域住民の更なる生活環境の向上と日本海および八郎湖の水環境を再生する。

なお、公共下水道については、昭和 63 年 7 月 12 日に事業認可を受け事業に着手し、最近では平成 14 年 6 月 18 日に変更認可を受けている。

5 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

〔 事業主体 〕

・いずれも男鹿市

〔 施設の種類 〕

・公共下水道、漁業集落排水施設、合併浄化槽(個人設置型)

〔 事業区域 〕

・公共下水道 男鹿市若美道村、松木沢、野石地区
・漁業集落排水施設 男鹿市若美宮沢、釜谷地地区
・合併浄化槽(個人設置型) 男鹿市若美地区全域

〔 事業期間 〕

・公共下水道 平成 17 年度～平成 21 年度
・漁業集落排水施設 平成 17 年度～平成 21 年度
・合併浄化槽(個人設置型) 平成 17 年度～平成 21 年度

〔 事業量 〕

・公共下水道 75～ 250 L=6,600m マンホールポンプ 2 基
・漁業集落排水施設 75～ 150 L=3,510m マンホールポンプ 6 基
・合併浄化槽(個人設置型) 6～7 人槽 25 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 道村、松木沢、野石地区 780 人
漁業集落排水施設 宮沢、釜谷地地区 976 人
合併浄化槽(個人設置型) 若美地区全域 165 人

〔 事業費 〕

・ 公共下水道	800,000 千円
(内単独費	100,000 千円)
(内国費	350,000 千円)
・ 漁業集落排水施設	557,330 千円
(内単独費	136,330 千円)
(内国費	210,500 千円)
・ 合併浄化槽(個人設置型)	10,950 千円
(内単独費	0 千円)
(内国費	3,650 千円)
合 計	1,368,280 千円
(内単独費	236,330 千円)
(内国費	564,150 千円)

5 3 その他の事業

これまでも年 2 回実施している市民参加による八郎湖周辺のクリーンアップを今後も継続し、併せて男鹿市廃棄物不法投棄監視員による定期的な巡回を実施し、海岸及び八郎湖湖岸へのゴミの不法投棄の監視を強化する。

6. 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7. 目標の達成状況に係る評価

計画終了時に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査・評価し、公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

〔 該当なし 〕

(添付資料)

- ・ 位置図
- ・ 整備計画図
- ・ 工程表
- ・ イメージ図
- ・ 漁業集落環境整備事業基本計画承認書(写)